

平成 21 年 6 月 8 日現在

研究種目：基盤研究（C）

研究期間：2005～2008

課題番号：17530092

研究課題名（和文） EUにおける立憲的多元主義とその法政策的帰結に関する研究

研究課題名（英文） Constitutional Pluralism and Its Implications on EU Law and Policy

研究代表者

庄司 克宏（SHOJI KATSUHIRO）

慶應義塾大学・法務研究科・教授

研究者番号：60235710

研究成果の概要：

欧州連合(EU)は国際条約により設立されたが、欧州司法裁判所により実質的憲法化が行われた。それは、加盟国憲法との共存を前提とする「立憲的多元主義」という概念で説明することができる。EUの実質的憲法を成文化する試みであった欧州憲法条約の挫折を踏まえながら、リスボン条約という形で従来の形式が維持されつつも、実質的憲法の強化が行われつつある点の解明を行った。他方、域内市場における自由移動との関係で、法政策面における立憲的多元主義の限界もまた明らかとなった。

交付額

(金額単位：円)

	直接経費	間接経費	合計
2005年度	1,100,000	0	1,100,000
2006年度	900,000	0	900,000
2007年度	800,000	240,000	1,040,000
2008年度	700,000	210,000	910,000
年度			
総計	3,500,000	450,000	3,950,000

研究分野：社会科学

科研費の分科・細目：法学・新領域法学

キーワード：欧州連合(EU)、EU法、欧州司法裁判所、立憲的多元主義、欧州憲法条約、EU基本権憲章、リスボン条約

1. 研究開始当初の背景

EUは、国民国家に存在するような憲法(典)ではなく国際条約により設立されたが、とくに市場統合というプロジェクトによりEUと市民の間に直接的な法的関係が形成され、加盟国から独立した自律的な法秩序が成立するようになった。

これをうけて、EUの司法府に当たる欧州司法裁判所は、立憲主義に基づき、判例法(条

約の解釈)による設立条約の実質的憲法化を行った。すなわち、第1にEU法の「直接効果」および国内法に対する「優越性」が確立されるとともに、第2にEUレベルの基本的な人権保護システムが確立された(以上はすべて、設立条約には書かれていなかった)。すなわち、EU法は市民に国内裁判所で保護される権利を直接付与するとともに、抵触する国内法を排除する。他方、超国家的な公権力の

行使としての EU の機関および EU 法の範囲内にある加盟国の行為は、域内市場における経済的自由および基本的人権に照らして司法コントロールを受けるのである。

このようにして、EU はすでに設立条約の中に実質的な意味における憲法を持つに至っている。EU/EC 条約の改正として採択された欧州憲法条約も依然として形式的には全加盟国の批准を必要とする国際条約であるが、その中に実質的な意味の憲法が存在する。欧州憲法条約の制定は、実質的憲法の意味で欧州司法裁判所により「憲法化」された EU/EC 条約が、欧州諮問会議と政府間会議（IGC）により「再憲法化」されたものということができる。

このような EU レベルの動きをうけて、加盟国憲法が併存する中で、EU が国家を超える (beyond the state) ものであるとしても国家の上位にある (above the state) ことを意味するものではない状況を説明する概念として「立憲的多元主義」、「重層的立憲主義」(Multilevel Constitutionalism)、「対位法的法」(Contrapunctual Law)、「立憲的寛容」(Constitutional Tolerance) などの名称で表現される考え方が議論されるようになっていた。

いずれも EU レベルの憲法と加盟国レベルの憲法が共生していることを前提とする。それらの共通点を挙げるならば、第 1 に、それは単一のデモスを前提とする憲法に基づく国民国家モデルを採らないこと、第 2 に、EU レベルの憲法に正統性を付与するのは EU 市民であり、EU レベルの憲法と加盟国の憲法は階層的關係すなわちトップ・ダウンの關係にあるのではなく、むしろボトム・アップの關係にあること、第 3 に、EU レベルの憲法は欧州司法裁判所と国内裁判所の「司法的対話」による自発的協力關係に基づいていることである。

2 . 研究の目的

(1) EU の対内政策と対外政策が密接に交錯する司法内務協力に注目し、特に第三国国民が EU の立憲的多元主義においていかなる地位を有するのかを、EU 市民権との比較において考えること。

(2) EU の立憲的多元主義が EU の対外關係においていかなる意義と限界を有するのかを考察すること。具体的には、特にトルコの加盟が EU の立憲的多元主義にどのような発展または変質をもたらしているのかについて、また、民主主義・人権・法の支配および市場經濟を基礎に加盟対象国でない旧ソ連および地中海諸国にグッド・ガバナンスを確立することを目的とする「近隣諸国政策」が EU の立憲的多元主義にどのような影響を及ぼ

しているのかについて明らかにすること。

(3) EU ではマルチレベル・ガバナンスが成立しているとされるが、それを前提として特に EU と加盟国の間における統治上の機能的役割分担がどのように行われているのかについて、立憲主義 (Constitutionalism) と多元主義 (Pluralism) を結合させた立憲的多元主義の視点から解明し、それが実際の統治および対外關係にどのような形で反映されているのかを法政策的に明らかにすること。また、そのような法政策的結果が、EU の正統性および民主主義にいかなる影響を及ぼすのかについて検討を行うこと。

3 . 研究の方法

(1) 立憲的多元主義に関する基礎研究を行い、EU において立憲的多元主義がどのようにして成立し、いかなる形で存在しているのかを欧州司法裁判所の判例法の分析を中心に検討する。

(2) とくに欧州憲法条約との關係で EU の立憲的多元主義はいかなる影響を与え、また受けることになるのかを検討する。

(3) また、基本権保護の点で欧州人権裁判所との關係は、立憲的多元主義にいかなる意味を持つのかについて分析する。

(4) さらに、従来の欧州司法裁判所の判例法を踏まえつつ、リスボン条約の制定過程と内容により EU の立憲的多元主義はどのように変容するのか (しないのか) について考察する。

4 . 研究成果

一般に EU の超国家的統合と呼ばれる現象が、法学的には立憲的多元主義という概念で説明されうること、基本条約における実質的な意味の憲法を欧州憲法条約により「成文化」する試みが挫折した後、リスボン条約という形で従来の形式が踏襲されつつも、内容的に欧州憲法条約の成果が引き継がれていることが明らかとなった。他方で、欧州司法裁判所の判例法に基づく実質的憲法の変容が一定の場合に起こりうることも明らかとなった。

とくに、EU の立憲的多元主義が成立している域内市場という法空間において物・人・サービス・資本の自由移動が各国の規制を撤廃する効果を生じるにつれて、各国法に基づく労働者の保護や社会保障制度が修正を迫られるようになって、法政策面における立憲的多元主義の限界も露呈している。

また、EU の立憲的多元主義は、基本権保護の面でも課題に直面しており、域内市場法空間における自由移動原則との抵触關係が発生した場合にどのように両者のバランスを

図るかという点が問われている。欧州司法裁判所はその点で欧州人権条約および欧州人権裁判所判例法をガイドラインとして参照している。欧州人権裁判所は「同等の保護」理論により EU における欧州司法裁判所判例法による基本権保護に「同等性」の推定を与えているが、「明白な瑕疵」がある場合にそのような推定は破られることになる。そのときに欧州人権条約上の責任を問われるのは (EU は同条約締約当事者ではない結果) 加盟国であるため、加盟国憲法にもまた影響を及ぼさざるを得ない。

立憲的多元主義が第三国国民や対外政策との関係でどのような意味を持ちうるかについては、それが人権・民主主義・法の支配という理念を共有することであり、平和と安全の基礎になり得ること、また、欧州憲法条約とリスボン条約の関連規定からいかなる可能性があるかを分析したが、十分な検討は今後の課題である。

5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

[雑誌論文](計 6件)

- (1) 庄司克宏、リスボン条約(EU)の概要と評価 「一層緊密化する連合」への回帰と課題、慶應法学、査読無、10号、2008年、195-272頁
- (2) 庄司克宏、リスボン条約と EU の課題 「社会政策の赤字」の克服に向けて、世界、査読無、776号、2008年、204-213頁
- (3) 庄司克宏、EU 憲法の放棄と「改革条約」案 ブリュッセルの妥協、世界、査読無、769号、2007年、25-28頁
- (4) 庄司克宏、ローマ条約50年とEU法規制、日本経済新聞、査読無、2007年3月19日朝刊(経済教室)、24面
- (5) 庄司克宏、欧州人権裁判所の「同等の保護」理論と EU 法、慶應法学、査読無、6号、2006年、285-302頁
- (6) 庄司克宏、国際経済統合における正統性と民主主義に関する法制度的考察 WTO と EU、法学研究(慶應義塾大学)、査読有、78巻、2005年、1-33頁

[学会発表](計 7件)

- (1) 庄司克宏、リスボン条約の概要と評価、慶應 EU 研究会、2008年2月9日、慶應義塾大学
- (2) 庄司克宏、EU「改革条約」案の概要と評価 建て替えからリフォームへ、慶應 EU 研究会、2007年7月28日、慶應義塾大学

- (3) Katsuhiko Shoji, Mutual Recognition and Transnational Market Governance: A Legal Analysis, Paper presented at The Third EU-NESCA Workshop on “Regional Integration in Europe and Asia and Regional Blocs: Legal, economic, and political perspectives”, Korea University, May 18-19, 2007
- (4) 庄司克宏、EU 域内市場における相互承認と規制権限の配分、慶應 EU 研究会、2006年7月29日、慶應義塾大学
- (5) 庄司克宏、欧州司法裁判所による基本権保護と欧州人権条約 二重の基準?、慶應 EU 研究会、2006年6月24日、慶應義塾大学
- (6) Katsuhiko Shoji, Japan's Role in the Process of Making a Community of East Asia and Cooperation with the European Union, Paper submitted to the Conference on the Future of Europe: With or without the European Constitution? (organised by EC Representation in Hungary), Budapest, Hungary, February 10-11, 2006
- (7) 庄司克宏、国際機構の正統性と民主主義 - 国際機構の役割と限界、慶應 EU 研究会、2005年7月30日、慶應義塾大学

[図書](計 8件)

- (1) 庄司克宏(編著)、岩波書店、EU 法実務篇、2008年、1-49、347-370頁
- (2) 庄司克宏(共著)、戸波江二、北村泰三、建石真公子、小畑郁、江島晶子編、信山社、ヨーロッパ人権裁判所の判例、2008年、62-72頁
- (3) 庄司克宏(単著)、岩波書店、欧州連合統治の論理とゆくえ、2007年、216頁
- (4) 庄司克宏(編著)、岩波書店、国際機構、2006年、1-49、207-222頁
- (5) 庄司克宏(共著)、羽場久美子、小森田秋夫、田中素香編、岩波書店、ヨーロッパの東方拡大、2006年、61-79頁
- (6) 庄司克宏(共著)、大沢秀介、小山剛編、成文堂、市民生活の自由と安全 各国のテロ対策法制、2006年、203-237頁
- (7) 庄司克宏(共著)、総合研究開発機構、横田洋三、久保文明、大芝亮編、日本経

済評論社、グローバル・ガバナンス
「新たな脅威」と国連・アメリカ、2006
年、255-283 頁

- (8) 庄司克宏(共著)、EC Representation in Hungary, Európa Jövője: Európai Alkotmányal Vagy Nélküle? Nemzetközi Konferencia, Budapest, 2006 (the Proceedings of the Conference on the Future of Europe: With or without the European Constitution?, Budapest, Hungary, February 10 -11, 2006), pp. 109 -112

〔産業財産権〕

出願状況(計 0件)

取得状況(計 0件)

〔その他〕

- (1) 庄司克宏(共編、はしがき)、慶應義塾大学出版会、EU のガヴァナンスと政策形成、2009年、 - 頁
- (2) 庄司克宏(講演)、EU と移民・難民問題(社長及び幹部のための講演)、日本赤十字社、2009年2月4日
- (3) 庄司克宏(スタジオゲスト)、きょうの世界(NHK BS -1)、欧州が描く世界経済新秩序、2009年1月9日
- (4) 庄司克宏(講演)、EU の制度構築と日本環境・競争・金融問題をめぐって、津田公開講座、津田塾大学、2008年12月16日
- (5) 庄司克宏(講演)、EU における環境保護と欧州司法裁判所、「自動車会社の REACH 対応と化学物質管理における問題点と課題の検討調査」第1回懇談会、三菱化学安全科学研究所本社、2008年11月4日
- (6) 庄司克宏(スタジオゲスト)、NHK クローズアップ現代、小国の“反乱”～欧州からの報告～、2008年7月14日
- (7) 庄司克宏(講演)、EU 競争法と制裁金への対処、第86回民間外交推進協会(FEC)日欧経済等フォーラム、ホテルオークラ、2008年6月24日
- (8) 庄司克宏(講演)、EU の歴史と組織から学ぶ、関西広域機構の分権改革推進本部有識者会議、関西広域機構会議室(大阪国際会議場11階)、2008年2月20日
- (9) Katsuhiro Shoji(presentation), "Teaching EU Law in Japan" at European Studies Round Table on "Teaching the EU in Asia -Challenges and Solutions: Institutional,

Curricular and Methodological Issues" at the EU Institute in Japan Kansai, Kobe University on January 25, 2008

- (10) 庄司克宏(スタジオゲスト)、きょうの世界(NHK BS -1)、リスボン条約調印～EU はどこへ向かうのか、2007年12月13日
- (11) 庄司克宏(スタジオゲスト)、きょうの世界(NHK BS -1)、EU 首脳会議～憲法条約再生への道筋はつけられるか、2007年6月22日
- (12) 庄司克宏(スタジオゲスト)、きょうの世界(NHK BS -1)、クロストーク“欧州統合の深化”のいま～ローマ条約50年、2007年3月1日
- (13) 庄司克宏(学生向け講演)、EU 法とガバナンス、EUIJ 関西春季合宿(Spring Intensive EU Workshop)、神戸市セミナーハウス、2007年3月26日
- (14) 庄司克宏(講演)、EU 法の仕組みと機能、第60回民間外交推進協会(FEC)日欧経済等フォーラム、ホテルオークラ、2007年1月24日
- (15) 庄司克宏(スタジオゲスト)、きょうの世界(NHK BS -1)、“労働力移動”EU の未来をアイルランドに見る、2006年4月18日
- (16) 庄司克宏(講演)、日本における EU 法教育、シンポジウム「日欧交信型の高度法学教育に向けて」、一橋大学大学院法学研究科、2006年3月9日

6 . 研究組織

(1)研究代表者

庄司 克宏 (SHOJI KATSUHIRO)
慶應義塾大学・法務研究科・教授
研究者番号：60235710

(2)研究分担者

なし

(3)連携研究者

なし